

訴訟団を支える集い開催される！



昨年1月20日、嘱託再雇用社員15名が「労働条件改善を求め」福岡地方裁判所へ提訴しました。JR九州ユニオンは15名の訴訟団を支援するため、訴訟団主催の集会へ参加してきました。

集会は、訴訟団を代表して中村代表からこの間の口頭弁論の経過と今後の裁判への取り組み要請について挨拶を受け、堀弁護士からも経過と今後の動向について説明を受けました。質疑からも今後の動向として「パートタイム・有期雇用労働法第8条」が争点となる。会社は、嘱託再雇用社員は社員と労働条件がまったく違う、転勤が無い、勤務も配慮しているとしているが、ここに参加している人が一番分かっている。社員と同一の労働条件ではないのか。先の長い闘いでもあるが勝利していくと力強く挨拶がなされました。

嘱託再雇用社員の「特休の増」「賃金の引上げ」から分かるように勇気ある訴訟団の訴えの本、今日を迎えています。JR九州ユニオンは、今後も引き続き訴訟団を支援していきます。

◎ パートタイム・有期雇用労働法第8条とは！

「不合理な待遇の禁止」短時間・有期雇用労働者と正社員の業務内容や責任の程度を比較し、基本給や賞与の合理的でない差を設けてはならないとしています。